

頻発する豪雨災害等に関し、抜本的な対策を求める 緊急要望

京都府においては、6月の大阪府北部地震、平成30年7月豪雨に続き、8月の台風第20号、9月の台風第21号及び第24号など、立て続けに自然災害に見舞われ、インフラ・農林水産業・中小企業や文化財など様々な分野で甚大な被害が発生しました。

これらの被害に対して、京都府では、被災市町村及び関係機関との連携の下、被災者の生活再建や被害の復旧に向けて全力で取り組んでおりますが、自然災害の発生規模や頻度が、これまでとは明らかに異なっており、従来の対策では府民の安全・安心を確保することが困難となっております。

折しも、10月2日に発足した第四次安倍改造内閣においては、「防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する」との基本方針が定められたところです。

つきましては、政府におかれては、府民の安心・安全の確保に向けて、以下の要望項目について、格別の御理解と御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

■ 被災者に対する支援

被災者生活再建支援法の適用基準の緩和

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者の生活再建支援制度の適用に当たっては、以下の事項について対応いただきたい。

<適用要件の緩和>

同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう、一部の市町村で制度が適用される場合は、適用外の市町村も支援の対象とすること

<支給対象の拡充>

対象となる被災世帯を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、「半壊・一部損壊」「床上浸水」のうち支援の必要性が高い世帯も同様に対象とすること

府独自の住宅再建支援事業への支援

京都府では、半壊、一部損壊及び床上浸水など、被災者生活再建支援制度が適用されない被害区分への支援など、独自の住宅再建支援事業を設けているところであるが、府の事業に対し補助金等による国の支援をいただきたい。

【京都府の担当部局】

府民生活部	災害対策課	075-414-4472
建設交通部	住宅課	075-414-5356